

特定秘密保護法の制定に反対する理事長声明

- 1 1月7日、特定秘密保護法案（以下、「本件法案」という。）が衆議院本会議において審議入りした。

しかしながら、本件法案の内容は、国民の知る権利を侵害する危険性が高く、到底容認できない。

- 2 そもそも、国民主権の下、国民が適切に主権を行使するためには、その前提として国政に関する情報を収集する権利（知る権利）が保障されていなければならない。この意味で知る権利は憲法上特に重要な地位を占めているといえることができる。さらに、国民の知る権利は情報公開法などにより具体的権利として規定されていることにより、国民による不断の政府監視を可能とし、これにより国家権力の恣意的行使を抑止する役割も担っている。

したがって、このように極めて重要な意義を持つ知る権利を制約する法制度を創設することは、できる限り避けられなければならない。

- 3 ところが、本件法案によれば、保護対象となる特定秘密の範囲が広範かつ不明確で（第3条1項別表参照）、例えば原発事故の被害の実情や危険性などに関する情報も特定秘密に指定され政府により秘匿されてしまう恐れがある。

また、本件法案によれば、特定秘密の指定について「特に秘匿することが必要であるもの」（3条1項）との限定が付され、特定秘密指定等の運用基準の定めについて「優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない」（18条）と規定されているものの、18条により定められるのは抽象的な運用基準でしかなく、具体的な指定行為は行政機関の長に委ねられ、第三者機関によりチェックする体制や方策は全く講じられていないことから、行政機関の長が秘密にしたい情報を恣意的に特定秘密として指定することが十分可能となっている。

しかも、行政機関から国会への特定秘密の提供の条件に関しても行政機関の広範な裁量が認められており、国会による行政機関の監視機能を空洞化させるものとなっており、これは国会の国権の最高機関性を著しく損なうものである。

そして、本件法案は、特定秘密指定の有効期間を5年としているが（4条1項）、その更新回数に制限はなく（4条2項）、指定の期間が30年を超える場合にも内閣による承認のみで行政機関の長が指定を行うことができるとされていることから（4条3項）、一旦指定された特定秘密は永久に国民の目に晒されることがなくなる恐れもある。

さらに、本件法案は、罰則として、特定秘密取扱業務従事者による特定秘密の故意の漏洩（22条1項。内部告発もこれに含まれる。）、特定取得行為（23条。不当行為も処罰対象で、国民が特定秘密に接近すること自体を処罰しようとするものである。）については、最長で懲役10年の刑を規定しているが、これは現在の自衛隊法に規定された懲役5年、国家公務員法に規定された懲役1年と比べても、著しく重い刑罰を科するものである。

加えて、本件法案は、知る権利等に関し、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならない。」（21条1項）、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」（21条2項）としているが、21条1項は抽象的な訓示規定に過ぎずこれにより報道又は取材の自由が担保される保障はないし、21条2項も規定文言が抽象的で捜査機関による恣意的な運用がなされる恐れがあり、報道機関等に対する委縮効果は計り知れない。

以上の通り、本件法案が成立すれば国民の知る権利が大きく侵害される恐れが強いと云わざるを得ない。

- 4 なお、当連合会は、国内外の諸情勢を踏まえて、国家が特に厳格に管理した方が望ましいとされる情報が存在すること自体を全く否定するものではない。

自衛隊法、国家公務員法などの現行法にはすでに秘密保護規定が存在するほか、情報漏えいの防止のための方策を強化したいのであれば、特定秘密保護法の制定ではなく、まず国の情報管理システムの適正化が検討されるべきである。また、紙データを前提とする規定で構成されている公文書管理法や、秘密会の運用・資料の持ち帰りに関する規

定を欠いている国会法、衆議院・参議院規則の改正なども検討されるべきである。

但し、その場合でも国民の知る権利に十分配慮し、国会が行政機関を実効的に監視できるシステムが維持されていなければならない。

5 特定秘密保護法案には第3項に述べたような到底看過できない問題点・危険性がある。

以上のべたとおりであるから、当連合会は、特定秘密保護法が制定されることに強く反対するものである。

2013年（平成25年）11月15日

四国弁護士会連合会

理事長 田 中 浩 三